死亡共済金受取人 指定(変更・取消)承認申請書

全日本自治体労働者共済生活協同組合(自治労共済生協) 御中全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)

下記留意事項を了承して死亡共済金受取人を指定(変更・解除)したく承認申請致します。

留意事項

- 1 共済金の受取人は、共済契約者となります。
 - 共済契約者が死亡したときに限り、死亡共済金の受取人は次の順位になります。
 - この受取人の順位に不都合な場合は、この順位を変更することが出来ますので、この申請書により指定(変更・取消)してください。
 - ① 共済契約者の配偶者
 - ② 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ③ 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ④ ②に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ⑤ ③に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- 2 規約に定める上記①~⑤の範囲で受取人がいない場合や特に必要な場合は、民法725条に定める親族(以下、親族といいます)、または「共済契約者の身の回りの世話をしている人」など、共済契約者と日常生活上で密接な関係にある人に限り、受取人に指定することができます。 なお、上記①~⑤および親族の範囲外で受取人を指定する場合は、通知欄に共済契約者と死亡共済金受取人との関係を記入した上で、念書をご記入ください。
- 3 共済契約者の印鑑登録証明書を添付してください。
- 4 指定された受取人が死亡された場合は、この申請が無効となり、前述の順位に従って順次受取人となりますので、その順位に不都合がある場合には、再度受取人を指定してください。
- 5 死亡共済金受取人指定をしていた契約を継続する場合、増額部分も含め同一人にお支払い致します。
- 6 総合共済、長期共済、親子共済にもご加入の場合、この申請書で総合共済・長期共済・親子共済の受取人指定がされます。

承認申請日	20	年	月	日	指定区分	① 新規 ② 変更 ③ 取消	変更事由	(死亡共済金受取人を変更する場合に記入) ①受取人の死亡
指定日	2 0	年	月	日	16 CE /		及父节山	②受取人の改名 ③その他
▼託屋釆巳	生け心ず細	今でご確	物ノださい					

ᅏ	小二 口		×	미		· 🗇			. カカ 小1	1 🗆 🥫	マ田	′¬			小二 口・	12	
•	•											•					
組合	員名(フリ	ガナŧ	上必す	ド記ノ	.)	印鑑証明書の開	Ŋ				牛	年月	B			連絡先	

	組合員名(フリガナも必ず記入)	印鑑証明書の印		生年月日	3			連絡先	
季彩	フリガナ	実印	1 9	年	月	日	•自宅 •職場 •携帯	_	_
	〒 –		-						

		死亡共済金受取人名(フリガナも必ず記入)				生年月日			共済契約	者と	≥の続柄
5	受	フリガナ	9	1 9)			1.	配偶者	5.	祖父母
١	取 人		\times			在	a b	2. 3.	子とも 孫	б. 7	兄弟姉妹 その他
			0	2 ()		,, <u> </u>	4.	父母	()

▼規約に定める範囲および親族以外で受取人を指定する場合は、下記「念書」および「通知欄」を必ずご記入ください。

死亡共済金受取人の指定は、以下の全ての共済契約に適用されます。

対 団体定期生命共済

象 自治労共済生協 総合共済

長期共済(新団体年金共済)

長期共済 税適年金(新団体年金共済)

親子共済(個人長期生命共済)

※申込書提出時は、記入不備や押印もれがないことを確認してください。

				単組支部	単組本部	県支部		
	受	付	П	/	/	/	受 付 日	/
務処			検	未・済	未・済	未・済	データ処理日	/
理欄	送	付	日	/	/	/		
	確	認	印	印	ĘŊ	印	確認印	印

契約